

グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は6名程度。

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

- ☆ 共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
- ☆ ユニットの入居定員は2人以上10人以下
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き7.43㎡

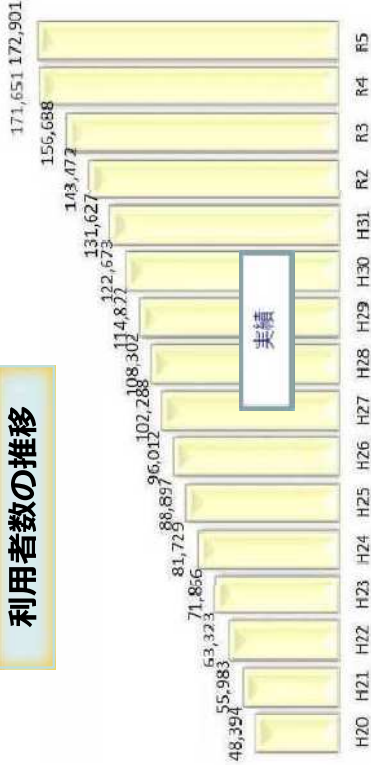


★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

利用者数の推移



出典：国保連データ（各年度末月）

グループホーム（共同生活援助）			
	(外部サービス利用型)	(介護サービス包括型)	(日中サービス支援型)
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要者への対応	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
報酬単位	世話人の配置に応じて 243単位～114単位 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) 96単位～	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 667単位～170単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 1,105単位～252単位
事業所数	1,233事業所	10,631事業所	809事業所 (平成30年4月～)
利用者数	14,913人	146,402人	11,586人 (平成30年4月～)

利用者数合計 172,901人

事業所数・利用者数については、国保連令和5年4月サービス提供実績

共同生活援助(日中サービス支援型)の概要

対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)あつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施 (昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1～5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上 (3:1～5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ～ 9:1以上

報酬単価(令和3年4月～)

基本報酬	
GHIにおいて日中支援を実施した場合 世話人3:1、障害支援区分6 [1,105単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分3 [528単位]	
日中活動サービス事業所等を利用した場合 世話人3:1、障害支援区分6 [910単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分1以下 [252単位]	
主な加算	
夜勤職員加配加算 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位	医療的ケア対応支援加算 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位
重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位	看護職員配置加算 基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合 70単位
精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

事業所数 809 (国保連令和 5年 4月実績) 利用者数 11,586 (国保連令和 5年 4月実績)

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 21 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中 核 市

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係

自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 4 月から施行を予定している自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助については、

・ 人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」 ⇒平成 30 年 1 月 18 日改正

・ 事業所指定の申請に必要な事項等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）」 ⇒パブリックコメント手続き中
であるとともに、報酬告示等については現在公布に向けて準備中です。

今般、施行準備を円滑に進めるため、別紙のとおり、指定に係る留意点を整理しましたので、平成 30 年 4 月施行に向けて準備を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、送付する内容は、現時点での案であること、簡易な表現にしていること、内容の変更があり得ることを申し添えます。

[担当]

障害福祉課 地域生活支援推進室

地域移行支援係 富原、大石

TEL : 03-5253-1111（内線 3045）

2. 日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点

○日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

○対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

○常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

○支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

○他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

○基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定する。

○共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものとする。

○短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

○事業所の単位について

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

○地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

○事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

○指定計画相談支援について

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間とする。

また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。

○指定申請に係る様式の改正について

日中サービス支援型グループホームの創設に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるため、以下を参考に準備願いたい。

- ・「サービスの提供形態」を確認する欄に、『日中サービス支援型』に関する事項を追加。

サービスの提供形態 (該当部分に○)	介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無	
	<u>日中サービス支援型</u>	<u>生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無</u>	
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	別紙のとおり

- ・「添付書類」に『協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要』を追加

添付書類	別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、 <u>協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要</u> 、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの)等
------	--

※参考様式

協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要	
事業所名	
管理者名	
措 置 の 概 要	
1 協議会等への報告・協議会からの評価等に対応する担当者(連絡先) 2 報告する又は評価を受ける協議会等の名称 3 定期報告・評価の時期(年1回以上) 4 協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会の具体的な内容 5 その他参考事項	
備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。	

2割定期評価できず

自治体、重度者向け

またはできる態勢が整っていない」と回答。横浜と京都の2市は「年一回以上の

強制力なく意味ないの声

重慶の腐害を向けグルー
ブホーム（GH）を巡り、
質を確保するための評価の
仕組みが一部の自治体で機
能していないことが明らか
になった。一方、評価を実
施している自治体でも「評
市長が出席」「意」とソ
ーシャルインクルー」の大
手2社を含めた3事業者と
の議論を聞き、「この時間
さえ取り繕えばいいと思っ
ているのではないか」と姿
勢に疑問を呈した。

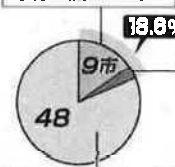
「チエックの結果に実効性
を持たせなければ、今の評
価制度の二の舞いになるだ
け」との意見が既に出てい
る。

給湯器を無料で点検す

さらに、低所得者を対象にした「貧困とシネマ」を引き合いに出、「市民の生活や命を懸念する事業者に託すわけにはいかない」と

「問題ある事業者に改善を求める」と、『分かりました』と返事はするのだが、

年1回以上の評価が
できているケースは
1カ所もない・できる
態勢が整っていない



全てについて年1回以上の評価を実施してきた・する態勢が整っている

※2023年11月時点で重度者向けGHがある
政令市、中核市、県庁所在市59市の回答

ちに何かできるわけではない」。愛知県内の自治体で、重度者向けGHの評価に関わる関係者は、そうこぼす。

同県岡崎市では昨年7月、評価の会議に中根康浩

を旨めたGHI全体の質確保に向け、2025年度から各GHIに対し、地域住民や入居者家族らによる会議を設置するよう義務化する方針だ。ただ、専門家からは

「特に注意してほしい」と、
センターによると、給
商法に関する23年度相談は
12月末時点で既に1098
の点検商法の摘発が進み、
がソフトしたと推測され

けた後に「古くて危ない」をあおり、高額な交換を「商法」の相談が急増して生活センターは、相談が年度同期比で約3倍になって「電話や訪問をしてく」易に点検をさせないようには呼びかけている。契約